

公益社団法人長野県社会福祉士会 会費に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会定款第5条第1項第1号に規定する正会員（以下「正会員」という。）の入会金は、5,000円とする。

ただし、満30歳を超えないで入会する場合は免除する。

(正会員の会費等)

第3条 正会員の年会費は、15,000円とする。

ただし、入会初年度の会費は免除する。

(賛助会員の会費等)

第4条 本会定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員（以下「賛助会員」という。）の年会費は、個人会員は1口5,000円、団体会員は1口10,000円とする。

2 会員資格は、会費納入日が属する年度とし、申し出がない限り自動継続とする。

3 賛助会員は、別表の待遇を受けることができる。

(準会員の会費等)

第5条 本会の定款第5条第1項第4号に規定するに規定する準会員の年会費は、5,000円とする。

(会費の納入等)

第6条 年会費は、毎年4月1日から12月31日までの間に、当該年度分の全額を一括して納入するものとする。

2 正会員の会費納入方法は、原則として口座引き落としとする。

3 一旦納入された入会金及び年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、本会の会費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成25年 9月 2日から施行する。

2 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。

3 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

4 この規則は、令和 3年 6月12日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

5 この規則は、令和 4年 6月19日から施行し、令和 4年 4月 1日から適用する。

別 表

1 個人会員
本会の広報紙や研修情報の送付を受けられる。
2 団体会員
① 本会の広報紙や研修情報の送付を受けられる。
② 本会の研修会や総会で当該団体の書籍販売等を行える（会場の販売規制等がある場合を除く。）